

業務の運営に関する規程書

事業所名 田方自動車学校

第一 求人

- 1.本所は、下記に定める取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理する。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間という労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不相当である場合には受理しないものとする。
- 2.求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により、申し込むものとする。直接に来所できない場合は、郵便、電話等の通信手段によるものも可とする。
- 3.求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を予め書面の交付または口頭によらない通信手段を用いて明示すること。
- 4.求人受付の際には、受付手数料を別表の料金表に基づき申し受ける。一旦申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらず返金しない。

第二 求職

- 1.本所は、下記に定める取扱業種の範囲に関する限り、いかなる求職の申し込みについても受理する。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合は受理しない。
- 2.求職申し込みは、本人が直接に来所して、所定の求職票に記載して申し込む。
- 3.常に、日雇的または臨時的な労働に従事することを希望する場合は、本所に特別の登録をすることで、個別の求職申し込みの手続きを省略することがある。
- 4.求職受付の際には、いかなる手数料は収受しない。

第三 紹介

- 1.求職者に対しては、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、当人の希望と能力に応ずる職業に速やかに従事できるよう、特段の配慮をする。
- 2.求人者に対しては、その希望に適合する求職者を、特段の配慮をもって紹介する。
- 3.紹介に際しては、求職者に紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を予め書面の交付により明示する。
- 4.求職者を求人者に紹介する場合は、所定の紹介状を発行する。求職者はその紹介状を持参のうえ、求人者に出向くものとする。
- 5.求人、求職の申し込みを受け付けた段階で、責任をもって紹介に至るまで特段の配慮をする。
- 6.本所は、労働争議に対立する中立性を担保するため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は、当該求人者には紹介行為を実施しない。

7.就職が決定したら、求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受ける。

第四 その他

1.本所は職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者からの苦情があった場合は、迅速、適切に対処する。

2.求人者、求職者の双方に、紹介後は雇用契約の成立の有無にかかわらず当所に報告することとする。

3.本所は、求職者、求人者から知り得た個人的な情報は個人情報保護規定または個人情報適正管理規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

4.本所は、求職者、求人者に対して、その申し込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等の理由としての差別的な取り扱いは一切しない。

5.本所の取り扱い職種の範囲は、第 5 取扱職種に明示した範囲である。

6.本所の業務の運営に関する規程は以上のとおりであり、本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営するものである。

第 5 取扱職種

本所が取り扱う職種の範囲は下記のとおりである。

	厚生労働省編職業分類表	平成 23 年度版
大分類	I	輸送・機械運転の職業
中分類	66	自動自動車運転の職業
	68	その他の輸送の業務
	69	定置・建設機械運転の業務
範囲	全国	

平成 29 年 02 月 04 日

代表取締役 小林 淳一郎